

議案第七十号

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立校外学園条例の一部を改正する条例

港区立校外学園条例（昭和三十九年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「七百元」を「八百四十円」に、「三百五十円」を「四百二十円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立校外学園条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分（同年三月三十一日から同年四月一日にかけて宿泊する場合を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

校外学園の使用料を改定するため、本案を提出いたします。